

〔解説〕

1) 不適切。

企業型年金加入者掛金の額は、拠出できる金額の選択肢を複数用意する必要があります。これは、企業型年金規約上の選択肢を複数設定するということです。従って、個人単位では拠出限度額との関係で1つの選択肢しかないケースや、1つの選択肢も選べないケースがあっても、複数の選択肢が設定されていれば良いとされています。なお、簡易企業型年金においては、拠出できる選択肢を1つとすることも可能です。

2) 不適切。

企業型年金加入者掛金の額は、複数の具体的な額から選択できるようにしなければならず、定率による設定はできません。

3) 適切。

企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超えないように金額の決定方法が定められていることが必要です。また、事業主掛金と加入者掛金の合計額が、拠出限度額を超えることはできません。

4) 不適切。

企業型年金加入者掛金の額は、特定の者について不当に差別的なものとすることは認められませんが、事業主掛金の額が就業規則で定める職種等により異なる場合において、当該職種等により企業型年金加入者掛金の額に異なる選択肢を設けることは可能です。

なお、2022年10月より、「企業型掛金拠出者等」(企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者等)を除く国民年金の第2号被保険者は、個人型年金に加入できるようになりました。従って、企業型年金規約で企業型年金加入者掛金を拠出できることが定められている場合でも、企業型年金加入者掛金を拠出していない場合は、個人型年金の加入者となることができるようになり、加入者ごとに、企業型年金加入者掛金の拠出を行うか、個人型年金に加入するかを選択することが可能となりました。

[戻る](#)